

【九条実現・改憲反対】非武装・不戦を求め 意見広告運動の大成を！

——賛同金はまだ目標の三分の一です——

井上澄夫

現憲法第9条を変えることに反対し9条の実現を求めるみなさん！

新たな意見広告運動に寄せられた賛同金は、残念ながら、一月中旬現在、まだ目標（三〇〇〇万円）の三分の一です。このままでは「最低、全国紙1紙への掲載」は危ういです。どうか、呼びかけチラシをもっともつと広めてください。この国は本当に危ない状況を迎えています。それぞれが自分にできることを見つけ共に力を尽くしましょう。

愛知県江南市の木下いつ子さんが最近、こういうメッセージを寄せて下さいました。《フイリピン沖で沈み、まだ海底を歩いている父は、永久に私の所へたどり着けません。命に代えて実現した9条の理念だったはずなのに。》

▽急速度で近づくと改憲の足音△

改憲を求める勢力はすでに政治攻勢の態勢をほぼ整えました。財界の意向を反映する経済三団体（日本経団連・経済同友会・日本商工会議所）の改憲案は昨年六月までに出揃い、昨年九月一日の衆

院選で圧勝した自民党は余勢を駆ってその直後（九月二日）公明・民主両党とともに、衆議院に改憲のための「国民投票法案」を審議する「憲法調査特別委員会」を設置しました。さらに同年一月二二日に開催された自民党立党五〇年記念大会で同党の「新憲法草案」が正式に発表されました。そしていよいよ今の通常国会に「国民投票法案」が提出されます。

同法案は自民・公明・民主三党によって提出される予定で法案の詰めが進行中と報道されています。民主党に配慮して、一昨年末自民・公明両党が合意した原案から「メディア規制」を外すという報道もあります。それが実際に法案でどうなるかは分かりません。投票できる年齢を原案は二〇歳とし民主党は一八歳としているので調整がなされているとも伝えられますがそれはつきりしません。さらに改憲のための「国民投票」にあたり、

条文案が一つずつ提案されるのか、複数の条文案を一括して投票で問うのかという重大なポイントも曖昧なまま「法案の提出は必至」とされているのです。そこ

で根本的に抜け落ちているのは、なぜ、いま、改憲が必要なのか」という問題です。「法の法」、「国のありかたの基本原理」である憲法の改変について、その理由が明確にされないまま、「改憲国民投票」の手続きだけがしやにむに定められようとしています。

▽財界を後ろ盾に改憲の強行が企まれる理由△

しかしながら自民党などが改憲を急ぐ理由は、経済三団体の改憲案と自民党の「新憲法草案」とを付き合わせてみれば、一目瞭然です。財界はいま、全世界に拡大した日本資本の活動と海外における権益を軍力で防衛する体制の確立を要求しています。自民党など改憲派も「市場原理のグローバル化」が急激に進行する弱肉強食の世界で日本が〈大国〉〈強国〉として生き残るためには、容赦のない軍事力の行使が不可欠と考えています。その際の外交（世界戦略）の基盤は日米軍事同盟ですから、要するに改憲派は、日本が生き残るために世界はどこでも米国と共同の戦争を遂行できる国家体制に日本を改造しなければならぬと思っ

ているのです。そのためにこそ、自民党「新憲法草案」は自衛隊を「自衛軍」にし、集団的自衛権の行使を当然の前提として「自衛軍」を海外に展開すること

を正面に押し出し、そのような《戦争をする国》《戦争ができる国》への全面的転換に必要な憲法上の根拠を同「草案」に多々盛り込んでいます。

▽今回の意見広告の特徴——9条は「非武装・不戦」の至上命令——△

今回の意見広告運動は五回目の運動ですが、前回の広告に大書し大好評を博した「九条実現」をベースにしています。自民党の「新憲法草案」と改憲のための「国民投票法案」に反対することは言うまでもありません。しかし歴代保守政権が9条の意味をねじ曲げる「解釈改憲」によって自衛隊を世界有数の軍隊に肥大させ、南アジアから中東地域にまで派兵している事態を眼前にして、「9条を守る」運動だけでいいのだろうか、いま求められているのは、「9条を変えさせない」こととともに、私たちの力で「9条を実現する」ことではないだろうか、という問題提起が「九条実現」という表現に込められています。

そこを踏まえ今回、市民意見広告運動は9条の核心は「非武装・不戦」であることを特に強調してアピールしています。9条が《戦争を放棄すること》(第1項)と《どのような戦力も持たないこと》および《国の交戦権を認めないこと》(第2項)とを規定していることを一口に言え

ば「非武装・不戦」にほかならないことを改めて世論に訴えたいからです。ここで繰り返すまでもないことですが、9条をめぐる憲法状況は9条を骨抜きにし踏みにじっています。しかし日本国憲法の前文と第9条は、絶対に守らねばならない「国のありかたの基本原理」として日本政府に「非武装・不戦」を命じています。「非武装・不戦」はかつて日本の侵略戦争と植民地支配が筆舌に尽くせない被害をアジア・太平洋諸国に与えたことを深く反省してなされた、《二度と過去の過ちを繰り返しません》という「国際公約」にほかなりません。この「国際公約」を果たし続けてこそ、日本は平和を心から追求し国際平和の確立に貢献する国として全世界に認められ信用されるのです。

▽日本政府に「非武装・不戦」を実施させる決意△

ですから「九条実現」という表現には、改憲に反対するだけではない私たちの決意がこめられています。それは小泉政権やその後継政権が9条の命じる「非武装・不戦」を実施しないなら、私たちがそれを政府に実施させる強制力、《市民の平和力》になるという決意です。自民党など改憲派は「明文改憲」によって9条を亡きものにしようとしています。私たちがその動きに抗して、日本を現憲

法の前文と9条に基づく本来あるべき姿、軍事力(戦力)によってほかの国ぐに脅かすことなく、どのような問題も外交(話し合い)で解決する国、そのようなあり方によって武力によらない世界平和の実現に貢献する国に作り直したいと考えます。

それは容易ではない、昨秋の自民党圧勝を見よという反論もあるでしょう。しかし私たちは、「9条と現実との乖離(か)いり」を指摘して現実に合わせて9条を変えるべきであるという人びとが、実は「9条の実現」にまったく努力してこなかったばかりか、9条に反して「現実との乖離」を拡大させてきたことを知っています。「解釈改憲」によってひたすら軍備を拡張し、そうやって作り出した既成事実に合わせて「明文改憲」を強行することは許されることはありません。

確かに昨秋の衆院選で自民党は圧勝しました。しかし小泉政権の「小さな政府」政策が「勝ち組」と「負け組」との格差を拡大し、福祉予算の削減が社会的弱者を痛撃しています。小泉首相の度重なる靖国神社参拝が中国や韓国をはじめアジア近隣諸国の不信や反発を強め、財界や自民党の内部からさえ参拝の中止を求める声が上がっています。憲法二〇条が定める「政教分離原則」を平気で侵犯する小泉首相によって、この国はアジアにお

ける孤立を深めるばかりです。イラクから多国籍軍の各国部隊が櫛の歯が抜けるように撤退する中での自衛隊派遣の再延長については世論の過半数が反対しています。

みなさん、いまは世論を変える好機です。意見広告運動はまさに「世論に訴え

世論を変える運動」です。【九条実現・改憲反対】非武装・不戦を求める意見広告運動を大成功させましょう。チラシは一枚でも送ります。事務局にご連絡を！（いのうえ・すみお、市民意見広告運動事務局）

自衛隊イラク派兵の再延長に抗議し、 自衛隊がイラクから即時撤退することを求める声明

05年12月9日

市民の意見30の会・東京

日本政府は12月8日、臨時閣議でイラク派兵法（イラク復興支援特別措置法）に基づく自衛隊の派遣期間を一年間再延長しました。私たちはこの暴挙に深い憤りをこめて抗議します。

この再延長は《撤収局面の派兵の継続》と
言うべき実に奇妙なものです。明らかに撤兵を想定しながら、米ブッシュ政権の機嫌を損ねないよう派兵を継続するという姿勢から生まれたものです。

そもそも03年に成立したイラク派兵法は、小泉政権の対米追従政策に基づく米軍支援策です。占領に反対するイラクの人びとにとって、南部サマーワに駐留する「自衛隊」という名の日本軍は、いかに「人道復興支援」を掲げようと、威圧的で敵対的な武装集団には

かなりません。しかも自衛隊への反感は、小泉首相が独断で米ブッシュ大統領に約束した自衛隊の多国籍軍入りによっていよいよ強まり、報道によれば、自衛隊の「宿营地」（基地）は度々、迫撃砲やロケット弾による攻撃にさらされ、自衛隊の車両が通行中の道路で爆弾が破裂するといった事態まで起きています。しかもつい先日、12月4日には、自衛隊の車両が「ノージャパン」と叫ぶデモ隊の投石にさらされ、軽装甲機動車のサイドミラーが割られました。

再延長を決めた閣議後の記者会見で小泉首相は「自衛隊の活動はイラク移行政府も高く評価している」と強調しましたが、米国政府の言いなりの傀儡（かいらい）政府首脳がそ
う言うのは当然のことであり、実際には自衛

隊は、占領からの解放を求めるイラクの人びとの敵意にさらされていて、一触即発の鋭い緊張がいつ自衛隊によるイラクの人びとへの発砲に発展するかもまったく予断を許しません。ブッシュ政権がイラク侵略にあたって掲げた大義、旧フセイン政権による「大量破壊兵器の保有」や「テロリスト支援」が完全にウソだったことは今や世界の誰もが知っています。しかし小泉首相は米英によるイラク侵略を無条件に支持し、陸上自衛隊の部隊をサマーワに、航空自衛隊の部隊をクウェート・イラクに展開させたのでした。またそれに先行して、今もアフガニスタンで「テロリスト」掃討作戦を続ける米軍を支援するため、海上自衛隊の艦隊をインド洋・アラビア海に派遣し、洋上給油作戦を続けてきました。今回のイラク派兵再延長の前に、対テロ特措法に基づくその米軍支援の再延長も決めました。

私たちは、現在日本政府が行なっているイラクなど中東における軍事行動は明白な憲法9条違反であると考えます。それゆえ以下のことを日本政府に強く要求します。

- 1 対テロ特措法に基づく海上自衛隊の作戦を即時停止し同艦隊を帰国させること。
- 2 イラク派兵法に基づくすべての作戦を停止し、陸上自衛隊の部隊をサマーワからただちに撤退させ、航空自衛隊の輸送機を即時帰国させること。

（以上）